



ネットで秋厚労ニュース
http://www.shukouro.net/

ID shukouro
パスワード 0188643341

メール syukoro-kyosen@w3.dion.ne.jp

秋厚労ニュース

NO1761号

2017年5月1日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

4要求の

団体交渉 6.15

職場から参加を

去る4月4日に提出した、①ボーナス ②パワハラ ③臨時職員 ④学位資格の4つの要求について、来る6月15日に団体交渉を開催することになりました。

ボーナス パワハラ

臨時職員 学位資格

秋厚労は、「内外の人が働きたいと思うような職場」をめざして論議を積み重ねています。数多くの意見や考えがある中、みんなの「一致点」が見いだされたものについて、「要求」という形で経営者に提案しています。この度は、4月1日の中央委員会で決定した、①ボーナス、②パワハラ、③臨時職員、④学位資格の4つの要求を提出。この間、日程を調整していましたが、6

月15日に団体交渉を開催することになりました。日程を早めに決めて交渉の参加者増やす
なお、今回は、要求提出から団体交渉までの期間をあえて長くとっています。これは、1人でも多くの人が団体交渉に参加できるように、「交渉日程を早めに決める」という取り組みで、今年度の方針に基づくものです。

《4要求に関する団体交渉》

2017年

6月15日 (木)

13:30 中央委員会
(ストライキ権批准投票の開票)

15:30 団体交渉

JAビル8F中会議室

早朝集会 6月16日
ストライキ権批准投票 6月2日～9日

6月15日の団体交渉で話し合われる「要求」

年間手当	(本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当) × 5.0ヶ月
ハラスメント	<p>① 貴会理事長名において、「ハラスメント根絶」の意思を宣言すること</p> <p>② 貴会の「パワー(およびセクシャル)ハラスメント防止マニュアル」を規定化すること。その際、以下の点について、内容を改善すること</p> <p>(1) 相談・苦情窓口として、現行の「総務管理課長、人事課長」に以下を加えること。また、相談・苦情を受けた場合には、同窓口の実態を調査する権限を与えること</p> <p>1 秋田県厚生連労働組合</p> <p>2 第一合同法律事務所(秋田市山王中園町2-34)</p> <p>(2) 禁止条項に違反した場合の制裁について、懲戒規定と連動させること</p> <p>③ ハラスメントに係るマニュアル・規則・協定等が機能しているかどうかについて、年に1回以上、労使で検証する機会を設けること</p>
臨時職員	平成29年4月以降採用の臨時職員について5年以上の雇用契約を可能にすること
学位資格取得	在職中の学位・資格等の取得を支援すること